第

4 3 6 5

_号 || <u>I L J</u> リーダ

リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年11月15日 火曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 非上場株式等の納税猶予

Q: 非上場株式に係る相続税の納税猶予の 要件が明らかになったそうですが、どのよう になったのですか?

A:次のようになりました。

【解説】

相続税の納税猶予を受けるには、次の要件 を満たす特別関係会社のうち特定特別関係会 社でなければならないこととされました。

【要件】

- ①納税猶予の適用を受けようとする株式等に 係る会社
- ②①の会社の代表権を有する者
- ③②に掲げる者と生計を一にする親族
- ④②に掲げる者と事実上婚姻関係にある者な ど一定の者

【特別関係会社】

次の者によりその株式等に係る議決権の過半 数を保有される会社をいいます。

- ①納税猶予の適用を受けようとする株式等に 係る会社
- ②①の会社の代表権を有する者
- ③②に掲げる者の親族
- ④②の者と事実上婚姻関係にある者など一定 の者

【特定特別関係会社】

上記特別関係会社のうち、③が②に掲げる者と生計を一にする親族の会社をいいます。







